

「おいでよ！南会津。」教育旅行誘致促進事業  
令和2年度助成金応募要領

1 目的

「おいでよ！南会津。」教育旅行誘致促進事業（以下、「本事業」という。）では、南会津着地型観光推進協議会（以下「協議会」という。）が、南会津郡内の自然環境や、人と自然の共生の歴史について、県内外の児童生徒が学習・体験することを通じ、当地域が豊かな自然を有することを児童生徒はもとより学校や保護者にも広く認知してもらうことで、当地域が自然環境学習の拠点となることを目指すとともに、教育旅行の回復や風評の払拭を図るため、当地域で自然環境学習等の活動を行う県内外の小・中・高等学校及び特別支援学校（以下「小・中・高等学校等」という。）を募集し、予算の範囲内で補助を行います。

2 応募対象となる学校及び応募要件

- (1) 南会津郡内において、教育課程に位置づけられた自然環境学習等の活動を行う県内外の小（小学生は原則4～6年生対象）・中・高等学校等。（部活、スポーツ少年団などの利用は不可）
- (2) 期間内に南会津郡内で教育旅行を行うこと。
- (3) 南会津郡内の宿泊施設（ロッジ、農家民泊含む）で1泊以上宿泊する行程であること（日帰り行程は対象外）。
- (4) 延べ宿泊数が15人泊以上であること。（生徒のみ）
- (5) 原則として、「4 助成の対象となる活動」が含まれており、自然環境学習等の活動には、可能な限り自然教育ガイド実施団体に所属するガイドを活用すること。
- (6) 「ふくしま子ども自然環境学習推進事業」との併用は不可とします。
- (7) その他の助成制度との併用は、事業経費の中で、他の助成を受けていないことが明らかな経費に限り可とします。
- (8) 上記（7）の例外として、県外の小・中・高等学校等においては、バス借上料を補助する「福島県教育旅行復興事業（以下、「県教育旅行復興事業」）」を併せて御活用いただくこととなります。

**【バス借上料 助成上限額の内訳】**

- 1 県内校：◇県教育旅行復興事業→対象外  
◆本事業→1台当たり45,000円
- 2 県外校：県教育旅行復興事業と本事業を合わせて  
1台当たり95,000円

### 3 応募及び発表

#### (1) 応募期間

令和2年2月6日(木)～2月28日(金) 午後5時(必着)

#### (2) 選定及び発表

協議会は、応募者の中から、別に定める「おいでよ！南会津。」教育旅行誘致促進事業助成金対象予定校選考委員会(以下「選考委員会」という。)において助成金対象予定校を選考し、その後、助成予定額を含め応募者へ通知します。

#### (3) その他

応募された内容と、予定している内容及び実際に実施した内容が著しく異なる場合や、虚偽を含む内容等で応募された場合は、助成を実施しない場合があります。

### 4 助成の対象となる活動

南会津地域内で、次の(1)フィールドを活用した自然環境学習または(2)その他の環境学習活動を行う場合に助成対象とします。

なお、自然環境学習等の活動には、可能な限りガイド実施団体に登録されたガイドを活用してください。

#### (1) フィールドを活用した自然環境学習

- ①南会津町：前沢曲家集落、御蔵入の里、田代山・帝釈山(尾瀬国立公園内)
- ②下郷町：観音沼森林公園、中山風穴、大内宿
- ③只見町：恵みの森、癒しの森、要害山、只見町ブナセンター、  
只見町青少年旅行村いこいの森
- ④檜枝岐村：尾瀬国立公園内(ミニ尾瀬公園含む)

**※ 県内の小・中学校及び特別支援学校が尾瀬国立公園内で自然環境学習を行う場合は、原則として、別に募集される「ふくしま子ども自然環境学習推進事業」に申請してください。(併用不可)**

#### (2) その他の環境学習活動

- ①食農体験(農業体験、郷土料理、そば打ち、農村生活、酪農、間伐 等)
- ②自然体験(魚つかみどり、ラフティング、ジップライン、湖上遊覧 等)
- ③工芸体験(木工、陶芸、炭焼、藍染め、わら細工 等)
- ④文化体験(歌舞伎化粧、歴史散策 等)
- ⑤その他(入館有料施設での学習活動など、協議会が適当と認めた場所)

### 5 助成金等

#### (1) 助成対象経費及び助成上限額

助成対象経費は、宿泊費、交通費、自然環境学習ガイド料、環境学習活動費とし、助成額は別表に定める額を上限に、予算の範囲内で協議会会

長が定める額となります。

(2) 留意事項

ア 県外校のバス借上料

県外の小・中・高等学校等のバス借上料は、県教育旅行復興事業を併せて御活用（申請）いただく必要があります。

(3) 助成を行う事業の実施期間

令和2年4月1日（水）～令和2年11月30日（月）

## 6 助成金対象予定校の選定

(1) 選考方法

提出された応募申請書をもとに、応募要件を満たしている応募校の中から、選考委員会での審査を経て助成金対象予定校を決定します。

なお、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 選考基準

自然環境学習等の活動内容、地域バランス（自然環境学習等の活動の実施場所、宿泊地など）、過去の申請実績等を総合的に審査し、決定します。

(3) 選考結果の通知

選考結果は、応募のあった全ての学校に通知します。

(4) 辞退の申し出

選考結果通知後、助成金対象予定校からの辞退申し出があった場合、次点校に助成金対象予定校の通知がなされる場合があります。なお、辞退の申し出を行った学校において発生した違約金等については、当事業における助成の対象にはなりませんのでご注意ください。

(5) その他

審査方法及び審査内容に関する質問は受け付けません。

## 7 応募方法等

(1) 受付期間（「3. 応募及び発表」の内容に同じ）

令和2年2月6日（木）～2月28日（金）午後5時（必着）

(2) 応募方法

所定の応募書類を、下記の提出先に郵送又は持参により提出願います。

（持参の場合は、受付期間の平日午前9時から午後5時までの時間内で受け付けます。）

(3) 応募書類及び部数（書類は返却しません。）

ア 「おいでよ！南会津。」教育旅行誘致促進事業助成金応募申請書（第1号様式）1部

イ 上記、応募申請書に記載する添付資料 1部

(4) 提出先

〒967-0004

福島県南会津郡南会津町田島字後町甲3973番地1

みなみやま観光株式会社（助成手続き業務委託先）

電話番号：0241-62-2250

## 8 その他

- (1) 応募に当たっての費用は、応募校負担とします。
- (2) 応募内容で著作権等の問題が発生した場合、協議会では責任を負いません。
- (3) 選考は3月上旬に実施し、選考結果については速やかに通知します。
- (4) この応募により選考するのは助成金対象予定校及び助成予定額であり、助成すること及び実際の助成額が確定したものではありません。助成及び助成額の正式決定は、選考結果通知後、助成金対象予定校から「おいでよ！南会津。」教育旅行誘致促進事業助成金交付要綱に基づく交付申請書を提出いただき、内容を審査した後となります。
- (5) 助成対象予定校となった県外の小・中・高等学校等に対しては、当事業事務局から別途、県教育旅行復興事業の募集開始に関する情報を提供いたします（本事業への交付申請をもって、県教育旅行復興事業の交付申請を行ったことにはなりませんので、御注意願います）。

## 附 則

この要領は、令和2年2月6日から施行する。



**【参考】**

各種助成事業の申請区分

◎：本事業

●：県教育旅行事業（4月以降に募集を行う「福島県教育旅行復興事業」）

◆：尾瀬事業（福島県内小中学校対象のふくしま子ども自然環境学習推進事業）

(1) 県内校

自然環境学習の場所	小学生	中学生	高校生
尾瀬国立公園内	◆		◎
上記以外の南会津郡内	◎		

(2) 県外校

自然環境学習の場所	小学生	中学生	高校生
尾瀬国立公園内	◎と●（両事業に申請）		
上記以外の南会津郡内			